

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会  
平成29年度第1回 会議録

(日 時) 平成29年5月31日(水) 午後2時～午後3時30分

(場 所) OFFICE-ONE 四条烏丸 会議室3

(出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員  
(50音順)

秋月委員、豊留委員、土井委員、吉田委員

○ 京都府後期高齢者医療広域連合事務局  
藤繁事務局次長、北川総務課課長補佐、  
宮本業務課長、中村業務課課長補佐  
ほか事務局員

(議事の要旨)

1 平成28年度における運用状況の公表について(報告事項)

情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定により、平成28年度における各条例の運用状況の公表を行ったこと及びその内容について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

委員からは、特に情報公開条例に基づく一部公開決定に関し、今後も同様の請求がなされることも十分に想定されることから、他の広域連合における対応事例等の情報収集を行うことや、請求対応に係る研究を怠ることのないようにとの意見があった。

2 平成28年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について(報告事項)

個人情報取扱事務に関する例外類型事項(※)による実施状況について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

(※)個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、個人情報の本人外収集、思想信条等のセンシティブ情報の収集、個人情報の目的外提供については、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないとされており、これに基づき承認されているもの。

【委員】

照会に回答しないケースというのは毎年ポロポロとあるんですか。

[事務局]

ポロポロというのはないんですけども、基本的に問題のないものは回答するというスタンスです。ただ一件全く回答しなかったというのは、ちょっと明らかにおかしいんじゃないかと確認したものです。

【委員】

担当者の感覚があるのですか。

[事務局]

まあそうですね。

【会長】

大事なことだと思いますね。例えば捜査機関から捜査事項だからといってオートマティックにやっているという態度であってはやはりよくないと思います。一件一件精査して、「これは違うのではないか」という話が出てくるといこうが当然だと思いますので、そういうアプローチでお願いしたいと思います。

### 3 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて（報告事項）

昨年10月1日に全部改正を行ったセキュリティポリシーを元に作成したチェックリストにより、本年3月に平成28年度分の情報セキュリティ対策状況の自己点検を実施したことについて報告するとともに、審査会の意見を求めた。

【委員】

裏のほうにも一箇所ペケが付いているんですけども。「端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施しているか」バツと。

[事務局]

5-4(3)ですね、こちらのほうも今現在ではリアルタイムでのチェックをしておるんですが、フルチェックというものは行っておりませんので、今のところバツという形になっております。

現時点でいいますと、基本的にはリアルタイムでチェックしておりますので、バツということではあるんですけども、まあ十分なチェックはできているのかなと考えています。

【委員】

設定しているほうは、これ「定期的実施しているか」どうかというのは、どの程度のイメージで考えているんですか。そのリアルタイムチェックとフルチェックの両方ですか。

[事務局]

元々総務省のガイドラインに基づいてこちらのほうのセキュリティポリシーは組み立てておるんですけども、まあ基本的にフルチェックということになりますと、実際にそういった動作に関わらない部分もすべて一旦チェックすることになります

すので、まあ基本的に何か支障があるとすれば、一定の動作といたしますか、アクセス等を行ったときに起こるものということで考えますと、実際に関わる部分にリアルタイムでチェックしているということで十分足りると考えているところです。

【委員】

「緊急時対応を想定した訓練」というのは、4-2の。

[事務局]

そうですね、緊急時対応となりますとあまり今現時点の状況では考えにくいんですけども、例えばウイルスに感染した場合とかも一つですし、あとは例えば災害時に業務途中でその場を退出しなければならないとか、そういった状況である時に、そういった対応といたしますか、しなければいけないかということをご想定しなければならぬというところで考えておまして、今現時点でいいますと、できている部分もあればできていない部分もあるということもありますので、今現時点ではバツとしております。

今後につきましては、一定具体例といたしますかそういったものも内部でも示しながら、そういったものの周知徹底といたしますか、そういったものも図っていききたいというふうには考えています。

【委員】

三角形がこれ二つありますけど、これは解釈が曖昧ということですか。

[事務局]

例えば裏面の5-1(1)でございますけど、こちら「文書サーバの容量を設定し、職員等に周知しているか」というところでございますが、総務省から示されていますがガイドライン上でこういった表現になっておまして、一定使用する容量を設定して周知を図ることになっているんですけども、各担当によって業務量が異なっておりますので、中々各個人に対して容量の設定をするということは今のところしていないというのが現状でして、そういったことを含めまして現在、三角というふうになっているところでございます。

あとは一定保存がどうしても、トータルの容量というのは限りがありますので、そういった中で容量が各個人で使用している量が増えてきましたら、そういったものを。そういう状況にありますので、「不要なものは削除してください」というような回覧等で周知等を図っているところは、現状ではあります。そういった意味で一定対策をしている部分もありますし、ただ制限はそこまで今の時点ではしていないというので、三角にさせていただいております。

もう一つの5-5の不正アクセス対策のほうで(1)「使用されていないポートを閉鎖しているか」ということなんですけども、基本的にありますポートにつきましては、使用する必要があるものはもちろん開放しておりますけども、していない部分については、基本的には閉めているというのが現状でございます。ただ一つだけL2スイッチ、セキュリティの関係のところでは冗長化を図るということで二つの系統を残して、通常一つの系統を使っているんですけども、そちらの一つの系統がちょっと何らかの支障があつて稼働できないという時に、もう一つのほうに、ラインと言うんですかね、移さなければならないときに、即時にそういったものの移し

替えをしないと業務等にも支障が出てまいりますので、そういった意味からも現時点では開放しているというところもありますし、その開放しているというのも一つ状況としてはあるんですが、ただ一定許可している以外の端末のほうが例えばどこかで繋がれたとしても、そういったものはエラーといたしますか、検知できるようにしておりますので、基本的にはそれによって何か支障が起きるとは考えていません。

【委員】

その場合は、使用されていないポートとは解釈しなくていいような気がしますね。

[事務局]

まあそうですね、そういう意味では三角としていなくてもいいのかもしれませんが、基本的に。ただまあ完全に閉鎖しているかと言ったら、そういった事情はあるものの、そういったものがあるという意味で三角にしています。今後のチェックの付け方の参考とさせていただきます。

【委員】

1（2）は、承認、許可の申請を行う者とその承認、許可は全部別に行っているということですが、全数でそんなに人数はいるんですか。

[事務局]

具体例で申し上げますと、例えばパソコンの方から情報をUSBで抜き取るという作業を行う時に、使用する者は当然事務をする係員であったりするんですけども、その許可をする者は例えば私であったりというような形で、許可する者と使用する者を分けていって、どういったものを使用するかというのを事前に確認をしていますし、そういった形で兼務をしていないという形になっています。

【委員】

許可をされる方が、例えばUSBで作業はなさらないのですか。

[事務局]

基本的にはあまりそういった作業はありません。まあもし、あまりそういった事例はないですけど、ある時にはまた別の者に声をかけてとなると考えています。

私が統括セキュリティ責任者になるんですけど、そういった場合はセキュリティ管理者である職員であったりに許可を得たりという形では、ルール作りは、確認は以前にしています。

【委員】

けっこう重複したものがありますね、緊急時の、災害時なんかの訓練はしていませんというのと、パソコンの盗難防止。例えば災害の時に部屋にロックがかかるから個別のロックはしなくて大丈夫ですよということですが、災害が起きてそれがアウトになった時にどうするのとか。

[事務局]

例えばセキュリティの電子部分がやられてしまったとなると、そうですね。あとこれはちょっとセキュリティといたしますか、ちょっと離れたところになるかもしれませんが、基本的にパソコンというのはサーバーを通じないと個人情報であったりとか、情報は入ってきませんのでして。

【委員】

ハードディスクは。

[事務局]

ハードディスクには基本的に個人情報に残さないという形でやっておりますので、そういった意味では、例えばパソコンを万が一盗られて持ち出されたとしても、それは他で使っても何の役にも立たないというような形にはなっておりますので、まあそういった意味では、万が一持ち出されたとしてもそういったことは起きないと。

【委員】

サーバーとの接続状況のようなものは。

[事務局]

個人情報に関わるようなものはそこにはないです。

【委員】

生データはないですね。

[事務局]

何もそこには入っていません。

【委員】

ネットワークの中でこのサーバーにつながっているという情報みたいなものはパソコン内にはないんですか。外へ持ち出した場合は大丈夫ですということですが、IPアドレスが外に漏れたら困るとか。

[事務局]

閉鎖されている環境になるので、直接広域内のLANで接続しない限りは、そこからIPアドレスをたどって接続というのはできないです。

[事務局]

基本的にそういった情報は、そんなものは保存していないと思っているんですけども、万一そういった情報を盗られたとしても、今申し上げたようにそもそもが現状、運営している標準システムの中身というのは全て独立した中でやっておりますので、外部からの接触は一切できないとなっておりますので、そういった意味で支障はないというふうに思っております。

【委員】

5-2(3)の「パスワード、仮パスワード、ログインしたパスワードを変える」というのは。

[事務局]

(3)の部分についてなんですが、基本的にユーザーを、システムを使用する者にユーザーを作成した際に、初期パスワードというのを設定させていただいているんですが、その初期パスワードでユーザーが初めてログインした際に、初めてログインした場合に限っては、すぐにパスワードを変更する画面に移行するんです。ですのでパスワードをユーザー独自のものに変更しない限りはログインできなくなっていますので、そういった意味合いでマルということにしています。

【委員】

だから一番最初の話ですね、はい分かりました。

【会長】

何かどこかのビジネスサイトとかでも大抵これです。いきなりパスワードもこないし、メールして一定の時間の放っておいたら意味がなくなってしまうという、そのパターンですね。

#### 4 情報提供ネットワークシステムを用いた事務に関する委託契約における特定個人情報等の取扱いについて（報告事項）

前回の審議事項であった特定個人情報保護評価書の評価に関連し、4月末に国から示された情報提供ネットワークシステムを用いた事務に関する委託契約（ひな型）の内容について報告するとともに、中間サーバーにおける特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関し、再委託の道筋や契約の最終相手方について補足説明を行い、審査会の意見を求めた。

##### 【委員】

本人確認書類というのは、本人確認が何らかの理由でできない場合ですか。

##### [事務局]

申請に来られた方が「自分の番号を言いたくない」「わからない」とかというケースで、それがないとこちら情報提供ネットワークにつながることができませんので、それがないと中間サーバーに渡せない、その状況では分かりませんので、必ず番号をこちらで知らないと言えないということ、その方式があります。

##### 【委員】

本人としては自分の生年月日などは言えるけれども、他の番号などは分からないからと言われたらこれをこういう形でやると。

##### [事務局]

或いは「言いたくない」という方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれませんが。

##### 【会長】

言いたくないという理由とは何かよく分かりませんが、その場合にはやっぱりこちらの方に流れてサービスするんですかね。個人番号を提供していただかない以上はこのサービスは受けられませんよという態度ではいかんのですかね、やはり。

##### [事務局]

まあ基本的にはもちろんそういったものの提供を本人に求めていくという形になりますが、どちらかといえばその時点で「分からないのであとはそちらでやってください」と言われた時にやるのが一番多いのかなということは想像されます。

##### 【会長】

この件は前回からのある種、継続審議的な扱いになっていますけども。

##### 【委員】

取扱いについて中で7条とか3条とか書いてあるのは、何の7条ですか。委託契約書の7条ですか。

[事務局]

そうです。委託契約書は全部を付けておりませんで、個人情報の分だけ抜き書きしておりますので。

【委員】

この別紙2のほうを見ればある程度似たようなものが出てくるんですか。

[事務局]

それぞれ上のマルと下のマルで、上のマルが別紙①、下のマルが別紙②と対応しております。こちらの方の別紙①と別紙②をご覧になっていただきましたら、別紙①が社会保険診療報酬支払基金で、別紙②が中央会の個人情報の取扱についてです。

【委員】

委託契約書の3条というのが引いてあるけども、それと対比する別紙②というのはこの中のどこを見ればいいんですか。3条の条項の参考資料というのは。3条の1項はちょっと似たような文書が入っているなどというのは分かりますけど。

[事務局]

全体ですね、特定個人情報にかかるところということですので、どこがというよりは全体です。

【委員】

だからこの3条の1項、2項、3項で全部これを網羅しているという趣旨ということですか。

[事務局]

ここの特定個人情報等の取扱についてというのは割と一般的なことが書いてあり、細かいところまでは触れられていませんので、そこを詳しく別紙②のほうで細かくそれぞれについて、ケースケースについて説明させていただいているというような形です。

[事務局]

最終的に事務を行います、例えばこちらの国民健康保険中央会のほうでは、特定個人情報をこのように取り扱いますよといいますか、取り扱わなければならないというような規定を中央会の中で定められていますので、我々としてはこちらの取扱規定を見まして、こういうふうに取り扱っていただけるんだということが確認できるということで、それを確認した上で安心してといいますか、契約を結ぶという形になります。

【委員】

委託契約は、これはどことの契約ですか。

[事務局]

例えばですけども、こちらのほうのまず1枚目のレジュメのほうで申し上げますと、シロマルの一つ目のほう、情報提供ネットワークシステムを用いた情報照会提供及び本人確認事項に関する委託契約書、こちらのほうになりますと最終的には支払基金のほうと契約を結ぶ形になるんですけども、その間に仲介として国保連合会のほうと中央会のほうに委任という形で入ってくる形になります。

それに対しましてシロマルの2つ目のほうは個人番号利用事務及び医療保険者等

間の情報照会提供事務に関する委託契約書案となっております。こちらのほうにつきましては、最終的な事務を行いますのが中央会で、その間に一旦国保連のほうに委託をいたしまして、再委託先として中央会があるという形になっております。少しその契約形態も異なっております、最終的にはやっぱり実際の事務を行うところが契約先ということになっています。

【委員】

今回の委託契約書は、そうすると連合会との間の委託契約書ということですか。

[事務局]

契約書の形としては基本的に例えば2番目のほうでしたら、我々保険者と国保連と最終的には中央会、こちらの3者のほうが契約者です。

【委員】

三者契約ですか。

[事務局]

はい。

【会長】

これ価格がまだ決まってないから契約ができないんだというお話でしたけれども、これは当然京都府だけじゃなくて、あらゆる広域連合がそういう状況におかれているという理解ですね。

[事務局]

そうです。国保連のほうからは一定仲介ということで、事務連絡ではないですけど通知が来ておりました、ちょっとそういった状況にもなっておりますので。内容等は現時点で確認いただいて、一定同意をいただく中で最終的な契約は実際に支障のない時期までにするようにはしますという、そういった連絡は来ています。全国的に全く同じ状況です。

【委員】

7条のほうの基金と国保組合等というのは、どの資料を見ながら理解すればいいですか。これは中央会が入っていないですね。

[事務局]

元々の委託者と受託者というところの2者ですね。※1のほうは実際に事務をする支払基金のほうでございまして、※2が国保組合等ということで我々広域連合を含めた保険者ということになっておりました、この受託者と委託者のほうがまあどちらもこの取り扱いになります。

【委員】

右側のほうですね、4者契約になるんですけど。

[事務局]

こちらのほうが図で申し上げますと「3」ですね、実際の委託主というんですかね、というのはこの我々保険者になるんですけども、実際仲介をするという形で一旦国保連合会のほうに委任を、契約する事務の委任を行いまして、さらにそこが再委任という形で中央会のほうにそちらの契約事務の委任を行いまして、委任を受けた中央会と支払基金が委託契約を結ぶという形になります。

**【委員】**

ここで国保組合及び広域連合と書いてあるけれども、中央会も入るわけですか。

**[事務局]**

ただ実際にそういった個人情報の取扱いを行っていくというのは、我々保険者のほうと、実際事務をしていただく支払基金になりますので、この取決めについてはこの2者といいいますか、委託主の保険者である我々と実際の事務を行う受託者である支払基金の取扱いです。

**【委員】**

真ん中を飛ばしてやるということですか。

**[事務局]**

そうですね、ちょっと色々多分法律の関係で個人番号、情報提供ネットワークといえますか、情報を取り扱うにあたって法律の改正がありまして、その中で我々としては、委託できるのが支払基金と国保連合会という2者になっておりまして、例えば支払基金に委託するときは今のような委任をしていくような形になりますし、中央会が実際に事務を行うときは、中央会と直接契約を結ぶことができませんので、一旦連合会のほうと委託契約を結んだ上で、再委託で中央会と契約していくということになります。

これはちょっと最終的に事務を行う部分と、法律上の取扱いといったところでそういう結果になっているのかなというのは一つの側面としてはあります。

**【委員】**

上のほうは2者契約で、下のほうは3者契約と。

**[事務局]**

そうですね。上のほうでいいいますと委託者は我々になりまして保険者のほうで、契約代理人という形で中央会がおりまして、受託者が支払基金というような形で、この流れ通りで契約的には2者です。

**【委員】**

本稼働が29年7月以降で、本稼働前が平成28年10月から29年3月とあるので、間の今はどういう状態ですか。

**[事務局]**

今はまあ準備期間ということで色々テストしています。

**【委員】**

初期突合は終わった感じなんですか。参考で本稼働前後の事務は終わっていると。

**[事務局]**

そうですね。その後、中間サーバーにつながってテストを行っています。

**【委員】**

民間に委託するというのはこれは全くないんですか、中央会などが。

**[事務局]**

多分そのベンダーなりには委託はしているとは思いますが、それはこの契約書の中に委託先のところとかも書いてありますので、しっかりとそこは監督するというような文言が書いてありますので、ベンダーが付いていて、システムの運用等は

そちらでやっているということも考えられます。

【委員】

中央会なり基金がやると。

[事務局]

そういうことです。

【会長】

どういうタイミングで言うかちょっと迷ったんですが、本日所用で欠席されています京大病院の黒田教授、黒田委員の御意見を伺ったところですね、まあ最終的にこの事業を進めるためには国保連、中央会や社会保険診療報酬支払基金に委託、委任をしなければならないということと、セキュリティについても一定担保されているということから、承認もやむを得ないのではないかという、まあ専門家としての御意見を伺っているところです。

正直私も、あまりにややこしいのでとても全部を把握したとは到底申し上げられないですが、まあ必要な時期にこのラインで契約を結ぶということについてはですね、まあ当会としても承認をするという手続きが求められているようでございまして、何か特段御意見がなければそのようにさせていただきたいというふうに。その前に何かまた更なるご質問がありましたらお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。はいそれではまあそのようなことで遺漏なきように進めていただくようお願いをいたします。

本日の審査会全体を通じまして、何かまた改めて、ないしは戻って御質問等、御意見等ございましたらお願いいたします。

まあ情報セキュリティの重要性から、セキュリティポリシーについて継続して点検し、見直しを行うということを審査会としてお願いしておきますので、適切な対応をお願いいたしたいと思います。

その他

事務局から

- ・改正個人情報保護法が一昨日に全面施行された。当広域連合においても、条例改正に向けた情報収集に努めているところであるが、京都市においても検討中であり、すぐに方向性を出せないという状況にある。

今後詳細が判明次第、その対応について改めて審査会にお諮りしたい。

- ・今年度の審査会は今後の状況によるが、今回を含め3回の開催を予定している。2回目は秋ごろを予定しており、主な議題は、現在市町村から依頼されている当広域連合が保有するレセプトデータの提供依頼への対応についてお諮りすることとなる。

3回目は年内か年明け早々を予定しており、主な議題は、改正個人情報保護法施行に伴う当広域連合個人情報保護条例の改正についてお諮りすることとなる。

- ・委員任期が8月末日をもって満了する。委員各位には継続してお引き受けいただきたく、ご一考願いたい。

— 閉会 —